

在留確認調査のお願い

当館に在留届をご提出いただいた皆様へ

本お知らせは、海外において災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供する等のための連絡が迅速に行えるよう、当館に「在留届」をご提出いただいた在留邦人の皆様の在留状況（在留届に記載されている内容）をご確認させていただくためにご案内しております。なお、ご提出いただいた在留届にEメールアドレスを登録されている方には、同様のご案内をEメールにてお送りしております。

このページをご覧いただいた皆様の中で【ご回答等をお願いしたい方】に該当する方におかれましては、お手数ですが、平成28年11月22日（火）までに下記要領に則りご回答いただけますようお願いいたします。

記

シンガポール在留邦人の皆様へ

【ご回答が不要な方】

ご提出済の在留届の記載事項（住所、電話番号、緊急連絡先等）に変更がない方

【ご回答等をお願いしたい方】

1. 既に日本に帰国されている方

「お名前（ローマ字）、生年月日及び帰国年月日」を当館までご連絡をお願いいたします。

2. 引き続きシンガポール又はその他の外国にお住まいで在留届の記載事項（住所、電話番号、緊急連絡先等）に変更があったが、その変更をまだ届け出していない方

【変更方法】

インターネット（在留届電子届出システム（ORRネット：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>））から在留届をご提出された方

シンガポール国内での転居、シンガポール国外への転居に関わらずORRネットでの変更をお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワード再登録をされる方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

(2) 在留届用紙に記入して在留届をご提出された方

シンガポール国内での転居の場合は当館領事部に「変更届」を、シンガポール国外へ転居の場合は当館領事部に「離星届」、転出先を管轄する在外公館に「在留届」をそれぞれ提出ください。

なお、転出先在外公館への在留届は在留届電子届出システム（ORRネット）により届出可能です。

在留届についての説明は外務省ホームページをご覧ください。

外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu>

【当館連絡先】 在シンガポール日本国大使館領事部 在留届担当

電 話：(65) 6235-8855 (08:30~12:30、13:30~16:00)

F A X：(65) 6733-5612

Eメールアドレス：ryoji-zairyu@sn.mofa.go.jp

郵便宛先：Embassy of Japan in Singapore, consular section

16 Nassim Road, Singapore 258390